

別表1 (第3条、第7条、第8条関係)

1 事業区分	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 県補助率	5 市町村補助額 (下限)	6 補助上限額	7 重要な変更
(1) スタートアップ型	農林漁業者、加工グループ、農林水産業を営む法人、食のみやこ推進サポーター	6次産業化・農商工連携に係る商品開発、試作(OEMの活用を含む)、委託製造、テスト販売、マーケティングに係る経費 ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・機械機器・施設整備	1/2	—	500千円	本補助金の増額
(2) 6次産業型	農林漁業者	6次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び施設・機械整備(ただし、30千円以上のもの)等 ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産(土地代及び建築物)の購入及び土地基盤の整備 ・農林水産物の生産に係る施設・機械機器整備 ・県が行う認証又は許可等の申請に係る経費(継続認定等に係る調査手数料等を含む)及び認証又は許可等の要件となる講習会参加等に係る経費(受講料、旅費等)	1/3	本補助金の額の1/2	3,000千円	本補助金の増額
	農林水産業を営む法人				7,000千円	
	任意組織(規約を有すること)・農漁協				受益者1人あたり 3,000千円 上限 30,000千円	
(3) 農商工連携型	食品加工業者等	農林漁業者(団体を含む)と連携した取り組みに必要な施設・機械整備(ただし、30千円以上のもの) ※ただし、以下の経費については対象外とする。 ・不動産(土地代及び建築物)の購入及び土地基盤の整備	1/3	—	10,000千円	

※補助事業対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が発注したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表2（第3条、第14条関係）

1 嵩上げ要件	2 対象となる事業区分	3 嵩上げ後の県補助率	4 嵩上げ後の市町村補助額（下限）	5 届出
(1) プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合	6次産業型	1 / 2	本補助金の額の1 / 3	プランの期間内に認証等を取得できない場合
	農商工連携型		—	
(2) 事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を県内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合 ア 事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「切り替え加工品」という。）の県内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。 イ 整備する機械施設等は、切り替え加工品の製造に必要最小限な能力とすること。	6次産業型		本補助金の額の1 / 3	プラン終了年度の翌年度に第1欄(2)の要件を満たせない場合
	農商工連携型		—	